

地質調査技士資格検定試験 【よくある問合せ FAQ】

〈受験資格について(学歴)(実務経験)〉

Q. (最終学歴)最終学歴が短期大学、高等専門学校、あるいは専門学校の場合、必要な実務経験年数は何年になりますか。

A. 本手引きの2ページの表「学歴-専攻内容別 必要な実務経験年数」をご確認ください。

また、卒業証明書には、必要な実務経験年数の判断の目安になる学士や準学士、高度専門士などが記されている場合も多いですので、あわせてご確認ください。

なお、以下のホームページには、大学・高等専門学校などと学士・準学士などの関係が図で説明されていますので参考にしてください。

(文部科学省 HP) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kousen/index.htm

Q. (大学院)大学院が最終学歴の場合、必要な実務経験年数は何年になりますか。

A. この場合、大学の学歴でもって必要な実務経験年数を判断します。そのため、受験願書の提出時には、大学の卒業証明書を添付して頂きます。なお、大学院での経験は、実務経験年数としてカウントすることはできませんのでご注意ください。

Q. (アルバイト、契約社員)地質調査会社では、アルバイトの立場で業務を経験したことがあります。この期間は、実務経験年数としてカウントすることはできますか。

A. アルバイトの場合、該当の期間の実務経験年数はカウントすることができません。同様の例では、大学在学中、研究室の先生が進める外部委託の調査を学生と一緒に行うケースがありますが、これも実務経験としてカウントすることはできません。

なお、契約社員の場合は、その期間を実務経験年数としてカウントすることができます。

Q. (実務経験年数)願書の提出時点では実務経験年数を満たしていませんが、試験当日の時点だとその年数を満たしています。この場合、受験を申し込むことはできますか。

A. この場合、受験を申し込むことはできません。受験資格として必要な実務経験年数は、申込みの時点で確定しており、それを勤務先に証明してもらう必要があるためです。

Q. (所属会社)私は、自治体(または建設会社等)に勤務し、そこでの業務を通じて地質調査業務に携わってきました。このようなケースの場合、受験を申し込むことはできますか。

A. 受験は可能です。自治体等の勤務の方でも、過去多くの方が受験しております。

ただし、その担当された地質調査業務については、調査計画や現場管理、調査結果の解釈、建設工事への反映に向けたコンサルティングなど、地質調査業務の技術や安全管理の要素に深く関わっている必要があります。なお、地質調査業務に関わる積算や数量計算の経験だけでは、受験を申し込むことはできませんのでご注意ください。

Q. (実務経験年数・転職)私は、以前に地質調査会社に勤務し、転職して別業界に勤務した後、再び地質調査会社に転職・勤務しています。この場合、以前の地質調査会の実績は実務経験年数に加算することはできますか。

A. 以前の地質調査会の実績も実務経験年数に加算することができます。なお、実務経験年数は、すべてが連続した期間である必要はありません。

〈願書の記入方法、証明印の取りつけ、実務経験年数の計算方法について〉

Q. (証明印)勤務先の証明印の取りつけは、必ず社長印が必要ですか。

A. この証明印は、社長印のほか、法務局に届け出ているような契約印のレベルのものであれば支社長印や事務所長印などでもかまいません。

Q. (転勤・証明印)同じ会社内で転勤をしております。この場合、勤務先の証明印の取りつけは、各転勤先の支社長印や支店長印などの全てを取り付ける必要がありますか。

A. その必要はありません。同じ会社内の転勤の場合は、現在の勤務先の支社長などの印を取り付けてください。

Q. (転職・証明印)転職をして複数の地質調査会社に勤務してきました。この場合、勤務先の証明印の取りつけはどうすればよいですか。

A. 転職している場合の対応方法については、受験手引きの7ページにご案内しておりますのでご確認ください。

Q. (実務経歴・調査期間日数)実務経歴欄に記入する調査期間の日数とは、どのようにカウントすればよいですか。

A. 調査期間の日数は、実際に業務に関わった日数をカウントしてください。例えば、ある1つの業務に着目した場合、調査計画、現場搬入計画、人員手配、現場の実調査期間、解析、調査結果とりまとめ、発注者への説明・納品など、具体的な様々な仕事に従事されていると思います。それぞれの日数を足し合わせて、調査期間の日数としてください。

なお、地すべり観測業務などのように、観測期間は長くても実作業期間は週に1日など短いようなケースの場合は、実作業期間の日数をカウントにしてください。

Q. (実務経験年数)実務経歴欄には、年間当り5件の業務経歴を記入しましたが、それぞれの調査期間は15日前後であり、足し合わせても年間当りで80日程度にしかありません。

この場合、実務経験年数は、年間当りで2～3カ月程度にみなされてしまうのでしょうか。

A. 実務経験年数は、業務経歴の欄に記入された調査期間の日数を単純に足し合わせて計算することはありません。仮に、年間当り5件ほどの業務経歴の記入があり、また1年間の期間で分散して業務の経歴の記入がある場合(受験願書に記入した調査の年月が春から冬まで分散しているような場合)は、1年間を通して業務に従事しているものとみなし、実務経験年数を計算します。

なお、実務経験年数は、先のような考え方で計算していますので、仮に、年間に5件の業務経歴の記入があったにせよ、その調査の年月が1年間のうちの2～3カ月の間に集中している記入内容となりますと、地質調査業務への従事は一時期とみなして実務経験年数を減じる場合があります。また、この減じたことにより、受験資格に必要な実務経験年数を満たさなくなるような場合には、受験者本人に連絡し、内容を確認の上、受験願書の書き直しを求める場合があります。

Q. (願書の作成者)業務が忙しいため、受験願書は別の者が作成してもよいですか。

A. 受験願書は、受験者本人の作成を必須としております。本人以外の作成が認められた場合、虚偽の申込みとみなし、受験をお断りし、または試験合格を取り消します。

〈受験地、受験票について〉

Q. (受験地の選定)受験地は、自宅住所に関わらず、自由に選ぶことができますか。

A. 受験地は、受験願書の 13 ページに居住都道府県別の受験地の分けを目安で示しておりますが、仕事の都合などによっては他の受験地を選んでいただくことも可能です。ただし、各受験地定員を超える場合は、13 ページの受験者の地区分けに該当する方を優先とし、受験をお断りする場合があります。

Q. (受験地の変更)受験申込後、受験地を変更することはできますか。

A. 受験地の変更は原則、受け付けておりません。

Q. (受験票の送付)受験票は、受験願書に記載した自宅住所以外に送付してもらうことはできますか。

A. 受験票は、受験者の本人確認のため、自宅住所宛に送ることを原則としております。

Q. (受験票の紛失)受験票が自宅に届いていない、または、受験票を紛失した場合、どうすればよいですか。

A. このような場合は、急ぎ、受験願書を提出した地区協会までご連絡ください。

〈その他〉

Q. コロナウイルス感染症が流行していますが、試験は通常どおり実施されますか。

A. ホームページの EVENT 欄に掲載します「【重要】新型コロナウイルス感染症に関わる検定試験の実施について」をご確認ください。

Q. (自宅住所)受験願書の提出後、自宅の住所が変更になりました。この場合、手続きは必要ですか。

A. 自宅住所の変更の場合、急ぎ、受験願書を提出した地区協会までご連絡ください。また、自宅住所の変更内容を確認できる公的書類の写し(住民票、運転免許証、公的機関から新住所宛に届いた手紙など)をあわせて提出してください。

Q. (試験の実施・天災)試験当日は台風がみこまれています。試験は実施しますか。

A. 台風や自然災害又は疫病などにより、試験の実施に影響を与える恐れがある場合には、試験の数日前より全地連のホームページで試験の実施予定をご案内いたします。